

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九附則一条（平成二八・六・一八までに施行）

（退去強制の特例）

第三条①（略）

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第二章又は第三章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者及び同法第七十七条第一項第三号の罪により刑に処せられた者を除く。

二 刑法第二編第四章に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者

三 外国の元首、外交使節又はその公館に対する犯罪行為により禁錮以上の刑に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の外交上の重大な利益が害されたと認定したもの

四 無期又は七年を超える懲役又は禁錮に処せられた者で、法務大臣においてその犯罪行為により日本国の重大な利益が害されたと認定したもの

②③（略）